

公益財団法人山口県スポーツ協会スポーツ医・科学サポート委員会設置規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第38条の規定に基づき、スポーツ医・科学サポート委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

第2章 審議事項

第2条 委員会は、本県スポーツ選手の競技力向上と高い競技水準の維持・向上をはじめとし、幅広くスポーツの振興を医・科学の面から支援するための事項について審議する。

第3章 委員

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次にあげる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) スポーツ医学に関する学識経験者
- (2) スポーツ科学に関する学識経験者
- (3) その他の学識経験者

第4章 委員の任期

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第2項により委嘱した委員に欠員が生じた場合は、その欠員を補充することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 委員長及び副委員長

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

第6章 会議

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

4 会長、副会長、専務理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べるることができる。

第7条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 緊急を要するため、委員会に付議するいとまがない場合は、委員長が処理することができる。ただし、次回の会議で報告をしなければならない。

第8条 委員会は、調査研究を進めるため、関係機関及び専門職員等に調査研究を委託することができる。

第7章 本規程の変更

第9条 本規程は、本会理事会の議決によって変更することができる。

第8章 補則

第10条 委員会の機構及び基本方針等の重要事項については、本会理事会で承認を得なければならない。

第9章 その他

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年7月16日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年6月12日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年4月1日から施行する。